

発議第 3 号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 24 日 提出

松阪市議会議員	大 平	勇
	松 岡	恒 雄
	中 村	誠
	米 倉	芳 周
	深 田	龍
	堀 端	脩
	海 住	恒 幸
	中 島	清 晴
	久 松	倫 生

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「秘書広報課」を「秘書広報局」に改める。

第 18 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。